

令和7年度「わたしの避難計画」普及事業に関するWebサイト運用保守業務委託契約書

令和7年度「わたしの避難計画」普及事業に関するWebサイト運用保守業務委託について、静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和7年度「わたしの避難計画」普及事業に関するWebサイト運用保守業務委託要領」（以下「要領」という。）に定める業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを受託する。

（業務期間）

第2条 この業務期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

（業務費用）

第3条 甲は、乙に対し業務を処理するための費用（以下「業務費用」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務費用に110分の10を乗じて得た額とする。

（支払方法）

第4条 乙は、第7条の承認を受けた後に業務費用を請求するものとし、甲は、この適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

（業務工程表の提出）

第5条 乙は、この契約の締結後7日以内に要領に定める業務工程表及び本業務における作業体制表を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により、乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めたときは、乙に指示してそれを変更又は修正させることができる。この場合、乙はその指示に従わなければならぬ。

（処理状況の報告）

第6条 甲は、必要があると認めたときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は、自らその状況を調査することができる。

（業務完了報告書の提出）

第7条 乙は、業務終了後、速やかに要領に定める業務完了報告書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

（契約の変更）

第8条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、第三者に対し、業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第10条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が業務期間内に業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

（2）乙がこの契約に違反したとき。

（3）乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。

（4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により予告期間をもって、この契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第11条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（1）乙が、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（2）前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により、損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（秘密保持）

第12条 甲及び乙は、業務を遂行するに当たり、相手方から秘密である旨を指定され提供された情報及び相手方の技術上、営業上その他の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持する。ただし、甲及び乙が秘密情報として扱わない旨を別途合意した情報並びに以下の各号の情報については、秘密情報としない。

（1）相手方から開示された時点で、既に公知であった情報

（2）相手方から開示された時点で、既に保有していた情報

（3）情報を受領した側の責めに帰することのできない事由により、公知になった情報

（4）相手方から開示された秘密情報によらず、独自に開発した情報

（5）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

2 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ることなく秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、法律又は裁判所若しくは政府機関の命令による場合を除く。

3 甲及び乙は、相手方の書面による同意がない限り、秘密情報を契約業務以外の目的に利用しないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、滅失、毀損等の事故を防止しなければならない。

5 甲及び乙は、秘密情報の全部又は一部を相手方の書面による許可なく複製・複写してはならない。

6 甲及び乙は、契約業務終了後、相手方が請求したときは、秘密情報を速やかに相手方に返却し、又は、廃棄して相手方に通知しなければならない。

7 本条に定める内容は、業務終了後においても当事者はこれを遵守する。

（損害賠償）

第13条 甲及び乙のいずれか一方が、自己の責に帰すべき事由で相手方に損害を発生させた場合には、その損害を償わなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約による業務を遂行するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（合意管轄）

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（協議事項）

第16条 甲及び乙は、互いに信義をもって誠実に業務契約を履行するものとする。

なお、この契約書に定めるものほか必要な事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木康友

乙